

令和3年度入学者選抜募集要項〔前期選抜〕

福島県立湯本高等学校

住所 〒972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田 55 番地

電話 0246-42-2178 (代) FAX 0246-42-2174

令和3年度における福島県立湯本高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜〔前期選抜〕は、この要項及び「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（福島県教育委員会）により実施する。

ただし、外国人生徒等に係る特別選抜については、別に定める要項により実施する。

1 募集定員

全日制課程普通科定員 240 名

- (1) 特色選抜の募集定員枠は、募集定員の 20%程度とする。
- (2) 一般選抜の募集定員枠は、募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

一般選抜に入学を出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

特色選抜に入学を出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに加えて(3)も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

志願してほしい生徒像

本校は、一人ひとりの生徒の進路希望実現に向けた学習指導や充実した部活動指導を行っており、次の①～③の条件をすべて満たす生徒を求めている。

- ① 部活動や地域のスポーツクラブ等において、顕著な実績または高い資質・能力を有する者
- ② 入学後、以下の部活動において、意欲的に取り組むとともに、リーダーシップを発揮できる者
野球部（男） サッカー部（男） 剣道部（男女） バドミントン部（男女）
陸上競技部（男女） バレーボール部（男女） 吹奏楽部（男女）
- ③ 学業と部活動を両立させ、模範的な存在として学校生活を送ることができる者

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」（福島県教育委員会）による。

4 出願手続き及び提出書類

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

(3) 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号・簡易書留)を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(4) 出願に必要な書類

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

ア) 入学願書(本県所定の様式)

イ) 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。本県所定の様式)

提出期間は令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ウ) 特色選抜志願理由書(本校所定の様式)

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

エ) 受験票用紙(本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)

オ) 入学検定料納付済証明書用紙(本県所定の様式に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

② 上記①以外の者

ア) 入学願書(本県所定の様式)

イ) 特色選抜志願理由書(本校所定の様式)

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

ウ) 健康診断書(令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者」のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

エ) 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

オ) 受験票用紙(本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

カ) 入学検定料納付済証明書用紙(本県所定の様式に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

③ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(本県所定の様式)を添付する。

④ 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

(5) 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(本県所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- ① 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- ② 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。
 郵送の場合には、令和3年2月17日（水）の消印有効とする。
 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (6) 県外等からの出願
 「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。
- (7) 出願先変更
 志願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。
 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
 手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。
- (8) 出願の取り消し、出願の特例措置
 「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

5 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

以下のものを資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。全体の満点は600点とする。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 特色選抜志願理由書

部活動等の実績、志願の動機・理由、本校で学びたいことや活動したいこと、将来の目標や自己アピール等を本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、135点満点とする。「特別活動等の記録」については、点数化しない。

④ 特色面接

個人面接を実施する。点数化し、15点満点とする。

⑤ 特色検査

受験種目ごとに実技試験を実施する。点数化し、200点満点とする。

受験種目	試験内容
野球	キャッチボール 走塁 打撃 守備 ※使用球はソフトボール1号球とする。
サッカー	リフティング ドリブル パス&コントロール ゲーム
剣道	切り返し 仕掛け技 応じ技 立ち合い
バドミントン	フットワーク クリア・スマッシュ ドロップ・カット ドライブ・プッシュ

陸上競技	<p>共通 ラダー走</p> <p>専門 ※専門種目に応じて行う。なお、投てきは1つ選んで行う。</p> <p>＜短 距 離＞ バウンディング</p> <p>＜跳 躍＞ バウンディング</p> <p>＜ハードル＞ ハードル走</p> <p>＜中長距離＞ 時間走</p> <p>＜投 て き＞ (ア)砲丸スタンディングスロー (イ)ジャベリックスロー</p> <p>選択 ※次から1つ選んで行う。</p> <p>(ア)短距離走</p> <p>(イ)立幅跳び</p> <p>(ウ)持久走</p>
バレーボール	<p>基礎体力測定 レシーブ (レセプション)</p> <p>トス スパイク</p>
吹奏楽	<p>音階の演奏</p> <p>課題曲の演奏</p> <p>・課題曲：湯本高等学校校歌（楽譜は本校ホームページに掲載）</p> <p>※次の楽器より1つ選んで演奏する。</p> <p>フルート、オーボエ、クラリネット、バスクラリネット、ファゴット、アルトサクソフォン、テナーサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、コントラバス、マリンバ</p>

※実技試験の詳細及び準備物、雨天時等の試験内容については、入学願書受付時に中学校長を通して通知する。

(2) 一般選抜

以下のものを資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍したものを加えて195点満点とし、「特別活動等の記録」については55点満点とし、合計250点満点とする。

6 学力検査、特色面接及び特色検査の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時 令和3年3月3日（水）

② 受 付 午前8時～午前8時30分

③ 会 場 本校

④ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(2) 特色面接

① 日 時 令和3年3月4日(木) 午前9時～正午(予定)

② 受 付 午前8時～午前8時30分

③ 会 場 本校

(3) 特色検査(実技試験)

① 日 時 令和3年3月5日(金) 午前9時～正午(予定)

② 受 付 午前8時～午前8時30分

③ 会 場 本校

7 合格者発表

(1) 令和3年3月15日(月)正午以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書(本県所定の様式)を交付する。合格者は受験票を提示すること。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

8 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者(※)とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」(この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。以下、同じ。)を指すものとする。

※ここでいう「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

追検査等の実施範囲等については、次のとおりとする。

	前期選抜受験状況		追検査等	出願状況
	一般選抜	特色選抜		
A	欠席		学力検査	一般選抜のみ
B		欠席	学力検査と特色面接・特色検査	特色選抜のみ
C	欠席	受験	学力検査	一般選抜と特色選抜
D	受験	欠席	特色面接・特色検査	一般選抜と特色選抜
E	欠席	欠席	学力検査と特色面接・特色検査	一般選抜と特色選抜

(1) 日 時

① 学力検査

ア) 日 時 令和3年3月10日(水)

イ) 受 付 午前8時～午前8時30分

ウ) 会 場 本校

エ) 日 程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 特色面接・特色検査

ア) 日 時 令和3年3月11日(木)

イ) 受 付 午前8時～午前8時30分

ウ) 会 場 本校

エ) 日 程 在学(出身)中学校長を通して連絡する。

③ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(本県所定の様式)に医師の診断書を添付し、令和3年3月5日(金)午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

令和3年3月3日(水)の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

9 その他

(1) 障がい等のある志願者に対する配慮

「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(本県所定の様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) その他、不明な点があれば本校に問い合わせること。